

## ChaCha Children & Co. 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

### 1 運営主体

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 名 称         | 社会福祉法人 ChaCha Children & Co. |
| 所 在 地       | 東京都新宿区新宿5丁目1番1-202号          |
| 電 話 番 号     | 03-5944-0670                 |
| 代 表 者 職 氏 名 | 理事長 大橋 陽子                    |

### 2 施設概要

|             |   |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類   | 保育所   |
| 施 設 の 名 称   | ChaCha Children Todoroki.                           |
| 施 設 の 所 在 地 | 世田谷区等々力七丁目7番9号                                      |
| 電 話 番 号     | 03-5758-1277  |
| 施 設 長       |   |
| 受 入 年 齢     | 生後57日目～小学校就学前                                       |
| 利 用 定 員     | 定員119人(0歳児9人 1歳児17人 2歳児18人<br>3歳児25人 4歳児25人 5歳児25人) |
| 開 設 年 月 日   | 平成29年4月1日   |

### 3 施設の目的及び運営の方針

ChaCha Children Todoroki(以下「当園」という。)は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

#### 4 設備の概要

##### (1) 園舎等の概要

|          |   |
|----------|---|
| 敷地面積     | 793.4 m <sup>2</sup>                                |
| 園舎の構造・規模 | 鉄骨造 3階建   |
| 園舎面積     | 489.88 m <sup>2</sup> (延床面積 958.99 m <sup>2</sup> ) |
| 園庭面積     | 161.17 m <sup>2</sup> + 代替園庭 2429.20 m <sup>2</sup> |

##### (2) 主な設備

| 設備       | 部屋数 | 面積                    | 備考        |
|----------|-----|-----------------------|-----------|
| ほふく室     | 1室  | 60.01 m <sup>2</sup>  | 0歳児       |
| 乳児室      | 1室  | 66.10 m <sup>2</sup>  | 1歳児       |
| 保育室      | 2室  | 189.25 m <sup>2</sup> | 2歳児・3～5歳児 |
| 遊戯室(ホール) | 1室  | 108.87 m <sup>2</sup> | 兼ランチルーム   |
| 医務室      | 1室  | 0.84 m <sup>2</sup>   | 事務室内      |
| 調理室      | 1室  | 42.84 m <sup>2</sup>  |           |
| 事務室      | 1室  | 31.67 m <sup>2</sup>  |           |

#### 5 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種    | 員数  | 職務内容                    |
|-------|-----|-------------------------|
| 園長    | 1人  | 園務の統括                   |
| 主任保育士 | 1人  | 保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援 |
| 保育士   | 16人 | 保育業務                    |
| 看護師   | 1人  | 保育業務、健康管理業務             |
| 栄養士   | 1人  | 栄養管理、献立作成、給食調理          |
| 調理員   | 3人  | 給食調理                    |
| 事務員   | 1人  | 事務                      |

※上記職員の員数等は、利用する子どもの人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

#### 6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

#### 7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

##### (1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時15分から18時15分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時15分までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります)。

## (2) 産休・育休期間中の場合

可能な限り8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間の利用をお願いします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から20時15分までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります)。

## 8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

### (2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、主食の提供を行います。

### (3) 一時保育事業の実施

地域の子育て支援を担う機能として、一時保育を実施します。

## 9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) その他保育等の提供に要する徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。ただし、給食費については市区町村の条例及び規定により免除される場合があります。

お支払方法は、別途お知らせします。

## 10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | 唐沢内科医院           |
| 医師名     | 唐澤 達信            |
| 所在地     | 世田谷区深沢 1-18-9-1F |
| 電話番号    | 03-3701-7552     |

## 12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

|         |  |
|---------|--|
| 受診医療機関① | 医療機関名：唐沢内科医院<br>診療科：内科・小児科・消化器科・循環器科・アレルギー科<br>所在地：世田谷区深沢 1-18-9-1F<br>電話番号：03-3701-7552   |
| 受診医療機関② | 医療機関名：玉川病院<br>診療科：内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・脳神経内科・東洋医学・リウマチ科・外科・脳神経外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・小児科・リハビリテーション科・歯科<br>所在地：東京都世田谷区瀬田 4 丁目 8 番 1 号<br>電話番号：03-3700-1151 |

## 13 非常災害対策

|          |  |
|----------|--|
| 非常時の対応   | 別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。              |
| 避難・備蓄用品  | ・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有<br>・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有 |
| 緊急時の伝言方法 | 緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。<br>緊急掲示板サイトを用います。         |
| 避難場所     | 等々カ小学校(世田谷区等々カ 7-26-1)                       |

## 14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

## 15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|        |   |      |
|--------|---|------|
| 当園相談窓口 | ・苦情受付担当者 主任 廣<br>・苦情解決責任者 園長<br>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。 |      |
| 第三者委員  |   | 電話番号 |
|        |   |      |
| 第三者委員  |   | 電話番号 |
|        |   |      |

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

| 保険の種類                   | 保険内容  |
|-------------------------|---|
| 日本スポーツ振興センターの児童<br>災害共済 | 1 医療費 療養に要した医療費総額 500 点<br>(5,000 円)以上が支給対象<br>2 障害見舞金<br>3 死亡見舞金   |
| 全国私立保育園連盟保険制度           | 1 施設賠償責任保険<br>対人:1 人 1 事故 10 億円<br>対物:1 事故 1,000 万円<br>2 生産物賠償責任保険<br>対人:1 人 1 事故 10 億円<br>対物:1 事故 1,000 万円 |

17 その他利用にあたっての留意事項

|           |  |
|-----------|--|
| 禁止事項・制限事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車での送迎は御遠慮ください。</li> <li>・自転車での送迎の際は、決められた場所に駐輪して下さい。また、送迎時間以外の駐輪はご遠慮ください。</li> <li>・当園では、医師の承認がない限り、投薬は行いません。</li> <li>・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。</li> </ul> |
|-----------|--|

別表

| 受領する費用の種類 | 支払を求める理由   | 金額   |
|-----------|--|--|
| 延長保育料     | 延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。   | 利用する延長保育時間<br>≪月単位≫<br>18:16～18:45 3,500円<br>18:16～19:15 4,500円<br>18:16～19:45 5,500円<br>18:16～20:15 6,500円<br>≪スポット利用≫<br>30分 600円<br>≪夕食≫<br>1食 300円 |
| 紙おむつ代     | 1歳児クラスより、園指定業者によるオムツ・おしりふきの定額制サービスを導入しております。<br>月額定額利用料をご負担いただきます。<br>なお、おむつはずしの状況は保護者の方と相談して決めてまいります。 | 月額 2,508円  |
| 開所時間外の保育  | 閉所時刻以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。   | 5分毎 500円   |
| 給食費(副食費)  | 世田谷区の補助対象外となる児童が在籍した場合に、副食の提供に要する費用をご負担いただきます。   | 月額 4,900円  |